

一般財団法人古橋会  
平成29年度事業報告書

I 公益目的支出事業（実施事業）

1. 先哲の顕彰（定款第4条第1号）

- (1) 郷土の先哲古橋源六郎暉兒の頌徳碑と、その園地に祀る祖霊社（町民祖先、関係功労者、戦没殉難者）の例祭は、春は稲武町自治区と共催で4月2日（日）、秋は勤労感謝の日11月23日（水）に古橋会の山の講と兼ねて、報恩の誠を捧げた。
- (2) 慶応3年（1867）に古橋源六郎暉兒により創設された伊勢神遙拝所の祭祀は、毎年10月17日に斎行されているが、平成29年度は、雨天のため明川公民館で斎行された。理事長が玉串奉奠の後、直会の最初に来賓として暉兒を顕彰するとともに地元の協力に感謝する挨拶をした。平成24年をもって一区切りした祭祀は、以後、大多賀区を除き明川及び連谷自治区の両自治区により再出発している。なお、平成25年に発足したボランティアグループの「伊勢神峠を愛する会」が伊勢神峠周辺の環境整備をサポートしている。

2. 古橋懐古館の運営など社会教育の振興（定款第4条第2号）

平成29年は古橋家初代源六郎義次が享保2年（1717）中津川から稲橋に移り住んで300年の節目の年であることに鑑み以下の事業を実施した。

ただし収蔵庫建設工事に伴い旧1号館である本館を

- ①平成29年1月8日より7月31日まで 休館
- ②平成29年8月1日より12月10日まで 開館
- ③平成29年12月より平成30年3月31日まで 休館

(1) 収蔵庫の建設

本年は、上記のとおり古橋家初代源六郎義次が中津川から稲橋に移り住んで300年という記念すべき年であるので記念事業として収蔵庫を建設した。この収蔵庫には、先祖から受け継がれてきた書画等及び古文書を収蔵し、今後子々孫々まで引き継がれていくためのものであり、指定文化財も安心して収蔵可能のものとなった。

<竣工までの経過>

- ①平成29年1月21日—旧2号館、研修室、本倉の解体開始
- ②平成29年5月9日 —安全祈願祭斎行
- ③平成29年11月15日—竣工

(2) 常設展（本館2階）

前年度に引き続き「維新前夜と動乱の群像」を展示した。

(3) 特別展の常設展化（本館1階1号室）

前年度特別展として展示していた「古橋家中興の祖六代古橋源六郎暉兒展」を古橋家コーナーと調整して常設展化した。

(4) 企画展

- ① 展示テーマ：「奥三河のまつりごと」を前年に引き続き展示
- ② 展示期間：29年8月1日～10月31日まで
- ③ 展示場所：本館1階の2号室

(5) 別館（旧3号館）の見直し等

別館の利用方法については、西海館長が刊行した『山村の生活史と民具—古橋懐古館所蔵資料からみる—』を中心として見直しを進めたが、あまりにも膨大な資料であることから、別館を保管庫等とし、適宜本館1階に民俗コーナーをもうけて、テーマ別に展示する方向で検討中。

(6) 古橋懐古館出版物の発行

①古橋懐古館誌の発行

「古橋懐古館だより」2号を発行した。

(7) 教育普及活動の推進

①帝京大学合宿研修への助成

- ・1期：8月29日～8月31日 29人
- ・2期：11月3日～11月5日 30人

②愛知学泉大学の学外学習への協力

養蚕事業を中心とした稲武地域での学外実習への協力

③西海館長による講座・講演の実施

古橋家に係る全国各地での講座・講演の実施

3. 奨学金の支給など学術・技芸の普及奨励（定款第4条第3号）

(1)奨学金

平成20年3月31日を以て田口高校稲武校舎が廃校となったので、稲武中学校卒業生で高校へ進学する全員を対象として、足助高校通学者には、バス通学定期券を支給し、他高校進学者にもこれと同額の奨学金を支給してきた。ただし、平成27年度高校進学者からは補助率を減少し、従来の支給額の80%、29年度からは50%とした。

29年度は、支給人員57名、支給総額は500万円となった。支給に当たっては、理事長あてに「高校等へ進学する理由及び将来への夢」について作文の提出を新たに条件としたが、本年度も中学校3年生の進学者全員から提出があった。

## (2) 稲武中学校への助成

自主自学の精神を涵養するとともに、稲武中学校生徒の学習環境を改善するため、「一般財団法人古橋会稲武中学校への教育支援規定」に基づき、26年度以来稲武中学校への教材購入（タブレット端末等）について助成してきた。28年度で3学年全員に情報端末が行き渡ったので、28年度限りで助成制度を廃止した。しかし、29年度は、情報端末の年間維持費について引き続き助成を継続した。

## (3) 古文書の整理

昭和36年以来継続されてきた古橋家文書研究会は、古橋家文書目録第四集までを刊行した。第五集については、豊田市資料調査会の長谷川伸三委員が取り組むことになっていたが、平成26年6月死去されたので、古橋懐古館で編集することとし、未刊行文書の基本データを整理してきた。

その基本データを基に、今年度は、西海館長の推薦による古文書解読の専門家2名で第五集の刊行を目指し資料の整理等を進めた。

## 4. 農林業その他産業の奨励（定款第4条第4号）

(1) 旧古橋林業研究所が試験研究を重ね、古橋会の山林で実践し拡大してきた非皆伐複層林施業を継続すると共に、地域に即した低コスト林業の促進をはかるとともに地球温暖化防止対策の一助にもなるとして設定した展示林を、引き続き一般に公開してその普及を図った。

(2) 愛知県が推進している「循環型林業事業」を財団所有山林（稲武町川向約3ha）で実施した。皆伐施業の事例が少ない中で、林業従事者の技術継承や苗木の活着試験などにも効果を発揮した。

### (3) 第6代暉兒の養蚕振興と伊勢神宮献糸の遺志の継承

①古橋翁頌徳会の事務局を引受け、まゆっこクラブに、まゆっこセンター、繰糸舎及び桑畑を提供し、稲武献糸会を継続支援した。

伊勢神宮献糸は、暉兒が明治15年にはじめて以来、29年度は136年目となり、11月2日に豊田市稲武献糸会（稲武地域13自治区代表）、まゆっこクラブとともに献納した。

②鈴木測量から返還を受けた古橋会養蚕事務所を養蚕事業の本拠として、桑畑の整備、蚕の飼育・まゆの生産を行っている。

③まゆっこクラブは、伊勢神宮献糸の他に糸引き実演やまゆ手芸品教室などを開催している。

(4) 古橋懐古館周辺を「ものづくりの発信基地」として整備することに努めた。

① まゆっこセンターをまゆっこクラブの活動拠点とするとともに、希望者には「まゆ糸引き」等養蚕事業に係わる実演や体験の場とした。

② 財団所有山林の木材を使用し財団の集会所を改造した懐古茶屋を、平成26年6月15日以来、木工カフェ「ヒトトキ」を営業する「ファーストハンド」に賃貸している。（平成

27年4月4日オープン) カフェは、土曜・日曜の開店であったが、29年4月からは、木・金・土・日の週4日開店している。ぬくもりと安らぎのある場を提供するとともに、稲武材、三河材を使用した家具等木工製品のほか地元農産加工品等も販売しており、都市と山村の交流にも資している。

③ 緑糸舎を稲武地域の養蚕の歴史等の展示場として整備し公開している。

## 5. 公益事業の助成および救恤 (定款第4条第5号)

(1) 大井平公園は、稲武地域の中央公園として位置づけられ、春秋賑わいを増してきた。

豊田市によって計画された名倉川の吊橋も実現し、続いて大井平用水の景観改良事業も愛知県によって進められてきた。引き続き行われる周辺の整備事業について、古橋会としても積極的に支援協力していく。

(2) 懐古館駐車場を整備し、一般に開放している。

## II その他事業

### 1 県外山林の管理

(1) 飯田市南信濃区所在山林見込400ha、天竜村所在山林見込み600haは非皆伐複層林施業の導入を条件に、地元自治体と5分5分の分収契約を締結している。

南信濃地区については、平成17年に施業計画に基づき間伐を実施したが、その後は実施されていないので、30年度の実施に向けて督励した。

天龍村地区については、天龍村が森林経営委託契約書案を検討しており、30年度には契約締結し、間伐実施に入ることとしたい。

(2) 富士山麓山中湖畔の山林(1反2畝、1166㎡)について、隣地者より境界確認の申し出があり正当な境界と認めた。

## III 法人会計

1. 古橋会の基本財産は、山林が主体であり、非皆伐施業複層林を提唱し、間伐を促進し、持続的林業を実践した。愛知県及び豊田市の実施する間伐事業「あいち森と緑づくり森林整備事業」、「豊田市森づくり団体会議」に積極的に参加し、山林境界の明確化に協力した。

2. 財団の賃貸する土地、家屋等については、賃貸借契約書の締結により法律関係を整備した。

3. 老朽化した管理施設を整備保全した。